説明会での主な質問と回答

東村山都市計画道路3・4・15の1号新東京所沢線 事業概要及び測量説明会

平成28年9月29日(木)19:00~21:15

【用地補償について】

- Q1 用地補償において、土地が半端に残るような場合はどうなるのか。
- A1 道路にならない部分、残った部分の土地につきましては、原則 として取得いたしません。
- Q2 土地収用法では、残地収用を請求できることになっている。
- A2 都の任意取得でも、残地が不正形や狭小な場合は、取得することがあります。
- Q3 用地補償はどういった内容か。
- A3 計画線に掛かった土地はその時の時価で取得させて頂きます。また土地に建物等がある場合は、所有者様の方で更地にして頂きますが、その際に必要となる移転費用についても補償させて頂きます。具体的な補償内容については、事業認可取得後に開催します用地説明会の際にご説明させて頂きます。
- Q4 計画線には掛からないが、静かな場所へ移転したい場合は、土 地の取得等に応じてもらえるのか。
- A4 計画線に掛かる場合のみが取得等の対象であり、掛からない場合は対象外となります。

- Q5 移転先の土地は斡旋してもらえるか。
- A5 東京都では、代替地を所有しておりますが、非常に少なくご希望に添えるものが少ないのが現状です。また東久留米市内には代替地はございません。代替地の場所等につきましては、今後開催する用地説明会や折衝のときに詳しくご紹介させていただきます。また代替地の他にも、民間の不動産情報をご紹介し、移転のお手伝いをさせて頂いております。
- Q6 平成30年度に予定されている用地説明会において、個別の土 地取得価格や補償価格など、具体的な説明がされるのか。
- A6 用地説明会では、一般的な用地取得の手順や、補償のあらましなど概要の説明を行います。個別の土地取得価格や補償価格は 1軒ずつ異なりますので、個別具体のお話し合いは、用地説明 会後の個別のお話し合いにおいてご説明させていただきます。
- Q7 用地取得における税金の優遇措置について、任意取得の場合と 土地収用法に基づく取得の場合で、それぞれどうなるのか。
- A7 任意取得の場合、「5,000万円の特別控除」または、「代替資産の取得による課税の繰り延べ」のいずれか一方を選択することができます。また、土地収用法に基づく取得の場合、収用委員会に支払い請求を行っていただくことにより、「5,00万円の特別控除」の対象になります。

【測量について】

- Q1 測量の立会いにおいて、複数名で共有している土地の場合、所有者全員の立ち会いが必要となるのか。
- A1 原則、所有者全員の方の立会いをお願いします。ただし、どう しても全員が立ち会えない場合は、委任状により代表して立会 っていただいている場合もあります。

- Q2 自分の土地が計画線に掛かるかどうか、正確に分かるのはいつ 頃になるのか。
- A2 平成29年度中に実施予定の用地測量において、計画線を現地 に表示します。

【計画等について】

- Q1 道路工事はいつから始まるのか。
- A1 今後、事業認可を取得後、用地取得を行い、その後に工事着手 となりますので、現時点で具体的な時期は決まっていません。
- Q2 計画道路への出入りは、歩道を車で乗り越えて、右にも左にも 行ける、中央分離帯の無い道路になるという理解でよいか。
- A2 車の出入り箇所の歩道は、柵や植栽を設けず、コンクリート等の切下げ構造にします。また、中央分離帯については、通常、 2車線道路では設置しませんが、最終的には、交通管理者である警視庁と協議を行い決定していきます。
- Q3 計画道路の計画交通量はいくつか。都心の目白通りが延長されるような混雑度なのか。
- A3 道路のルートとしては、目白通りが延長されるルートになりますが、計画交通量は、現時点で設定していません。
- Q4 計画道路の整備に伴い、交差する市道や、民有地との間に高低差が生じた場合、誰がすりつけを行うのか。
- A4 都道の整備による影響範囲のすりつけは、東京都で行います。

- Q5 低騒音舗装は本当に静かなのか。また、計画道路完成後の騒音 はどうなるのか。
- A5 低騒音舗装は、通常の舗装に比べ約3デシベル程度低下します。また、完成後の騒音予測は行っていませんが、目安としまして、東久留米市内の同規模の既存道路における騒音調査結果は、環境基準を超えない結果となっていますので、本計画道路においても同様の結果になるものと想定しています。
- Q6 街路樹は、排気ガス対策として、できるだけ多く植えて欲しい。
- A6 敷地からの車の出入り口を考慮しつつ、地元のご意見も参考に しながら、維持管理上、支障の無いよう検討していきます。
- Q7 道路が完成して車が通る時期はいつ頃になるのか。
- A7 今後の測量作業が順調に進んだ場合、平成29年度に事業認可 を取得し、その後、概ね5年から7年で完成を目指します。
- Q8 この計画は、今後、修正や中断、延期、撤回を行わず、本日の 説明通りに進めていくのか。その場合、住民の心配はどのよう に解消され、また、住民はどのように要望できるのか。
- A8 今後、本日ご説明した流れで作業は進めさせていただきたいと考えております。なお、本日の説明会で不明な点やご意見、ご要望等がある場合は、配布資料の問合せ先にご連絡いただければ、個別に、ご説明やお話し合いをさせていただきます。
- Q9 今後、本日のような説明会は開催されないのか。
- A9 次の説明会は、都市計画線内の方を対象とした用地説明会を実施します。なお、本日の説明会で不明な点やご意見、ご要望等がある場合は、配布資料の問合せ先にご連絡いただければ、個別に、ご説明やお話し合いをさせていただきます。

- Q10 道路工事は迷惑のかからないよう工事を行うとの説明だが、 実際、どのように工事を行うのか。
- A10 どうしても多少のご不便、ご迷惑はおかけしてしまいますが、 最小限の影響で済むよう、事前に皆様のご都合やご要望を伺 いながら、工事の手順や時間帯等を検討してまいります。
- Q11 隣接の神宝町区間の説明会は、いつ頃に行う予定か。
- A11 現在、先行して工事を行っている河川調節池工事の進み具合 を見ながら検討中であり、具体的な時期は未定ですが、概ね 1~2年後を予定しています。